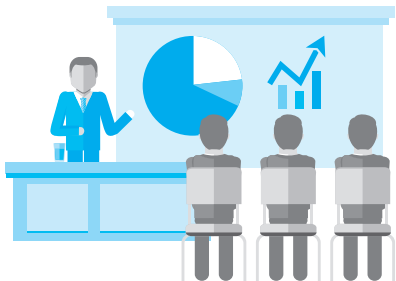


会議報告



国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) リビングストーン (ザンビア) 会議報告

～倫理規程の構成の見直し等の最終確定、他～

国際会計士倫理基準審議会
ボードメンバー
一橋大学大学院商学研究科
教授

ふくかわ ひろのり
福川 裕徳

2017年12月4日から8日までの5日間、国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) の会議が、ザンビアのリビングストーン (AVANI Victoria Falls Resort) において開催された。2017年12月現在、IESBAのボードメンバーは、パブリック・ボードメンバー5名、監査実務ボードメンバー9名、非監査実務ボードメンバー3名の合計17名で構成されている (1名欠員)。議長は、パブリック・ボードメンバーであるStavros Thomadakis氏である。

各ボードメンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のボードメンバーは参加させている。そのほか、日本の金融庁からの公式オブザーバー1名、IESBAの諮問助言グループ (Consultative Advisory Group: CAG) の議長、公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) のメンバー1名、IESBAスタッフおよび一般傍聴者が参加している。今回の会議には、ボードメンバー16名 (欠席1名) を含め50名近い参加者があった。日本からは、パブリック・ボードメンバーの筆者と、筆者のテクニカル・アドバイザーである矢定俊博氏が参加した。

今回の会議では、倫理規程の構成の見直し、セーフガード、パートC (企業等所属の職業会計士に関する規程)、職業的懐疑心といった、これまで長期にわたって検討を進めてきた各プロジェクトの最終案が承認され、その内容が最終決定された。また、法令および規則等への違反 (NOCLAR) および長期的関与といった、他のプロジェクトに先行してすでに内容が最終決定されている規定についても、新構成のもとでの倫理規程に組み込まれた。

以下、説明の便宜上、取り上げられた議題の順番を入れ替えながら今回の会議の概要を報告する。

(注) 本稿においては、IESBAが策定しているCode of Ethics for Professional Accountantsを倫理規程という。また、特に断らない限り、専門用語や参照セクション・パラグラフ等はこの倫理規程のものであって、日本の倫理規則等のものではない。

1 2017年9月ニューヨーク 会議議事録の承認とイントロ ダクション

前回会議(2017年9月ニューヨーク)以降のIESBAの活動等について報告があった。加えて、前回会議の議事録が承認された(前回会議の報告については、本誌2018年1月号を参照されたい。)

2 倫理規程のパートCの見直し

① 適用可能性 (applicability) について

前回会議までの議論を受けてタスクフォースから示された修正案について検討が行われた。例えば、今回の会議では、新構成のもとでの倫理規程におけるパート2(企業等所属の職業会計士に関する規程)が、会計事務所等所属の職業会計士に適用される状況の例(パラグラフ300.5 A1)に関して微修正が提案された。なお、この例としては、①購買先の決定に当たっての利益相反、②クライアントまたは会計事務所の財務情報の作成、③購買先からスポーツイベントのチケットを定期的に贈られるなどの勧誘の受入れ、④クライアントへのチャージ時間の不正確な報告へのプレッシャーの4つが挙げられている。

② 新構成について

前回会議において、2016年3月にClose-off documentとして確定しているパートC(企業等所属の職業会計士に関する規程)の規定について、倫理規程の構成の見直しおよびセーフガードの見直しに関する2つの公開草案(ED)に対するコメントを受けての首尾一貫性の観点からの修正が提案されており、それに対して、全体として賛意が示されていた。今回の会議ではその最終案が提示された。

③ 最終決定

これまでのプロセスにおいて、EDに対するコメントで挙げられた重要な問題についてはすべて十分な検討がなされるとともに必要な対応がなされたことが確認され、再度EDを公表する必要はないことが出席ボードメンバー全員の賛成をもって決議された。その上で、最終案を承認することが出席ボードメンバー全員の賛成をもって決議され、その内容が最終決定された。

3 職業的懐疑心(短期プロジェクト)

職業的懐疑心に関する短期プロジェクトは、監査、レビューおよび保証業務において、基本原則と職業的懐疑心がどのような関係にあるのか、また、基本原則が職業的懐疑心の発揮にどのように資するのかを明確にすることを主眼としている。前回会議の議論を受けて、適用指針パラグラフにおける例をより明確にするための修正案がタスクフォースから示され、それについての議論が行われた。その結果、字句等についての細かな追加修正が行われることとなった。

これまでのプロセスにおいて、EDに対するコメントで挙げられた重要な問題についてはすべて十分な検討がなされるとともに必要な対応がなされたことが確認され、再度EDを公表する必要はないことが出席ボードメンバー全員の賛成をもって決議された。その上で、最終案を承認することが出席ボードメンバー全員の賛成をもって決議され、その内容が最終決定された。

4 倫理規程の構成の見直しおよび倫理規程におけるセーフガードの見直し

倫理規程の構成の見直しとセーフガードの見直しは、ともに倫理規程全体に及ぶものであるため、最終案を検討する会

議では1つの議題として取り上げられた。

① 倫理規程の構成の見直し

まず、倫理規程の構成の見直しに関する主な検討・修正のポイントは、以下のとおりである。

- 各規定における文言等の首尾一貫性のレビュー
- 職業的専門家としての判断を求める規定を、概念フレームワークの適用(パラグラフR120.5)以外でも明示するか
- 一部の箇所における“Requirements and Guidance”から“Provisions”への用語の変更
- 要求事項パラグラフにおける適用指針パラグラフへの言及
- 項目見出し(“All Audit Clients”と“General”)の使用法

これらの点について、タスクフォースから示された修正案について検討が行われ、必要に応じて追加修正が行われた。また、NOCLARおよび長期的関与に関する規定についても、前回会議を受けての字句上の修正が行われた上で、再構成された倫理規程に組み込まれた。

② 倫理規程におけるセーフガードの見直し

また、セーフガードに関して、タスクフォースから提案された主な修正点は、以下のとおりである。

- ある行動がセーフガードなのかどうかをいかに決定するか
- 阻害要因である擁護(advocacy threats)に関連する規定
- “appropriate reviewer”の説明を含め、阻害要因に対応するための行動の例についてのより適切な表現への変更
- セーフガードに関連する首尾一貫性の観点からの修正

以上の点に関する字句上の細かい点を含め、全体を通しての検討が行われ、必要に応じて修正が加えられた。

③ 最終決定

その結果として、これまでのプロセスにおいて、EDに対するコメントで挙げられた重要な問題についてはすべて十分な検討がなされるとともに必要な対応がなされたことが確認され、再度EDを公表する必要はないことが出席ボードメンバー全員の賛成をもって決議された。その上で、最終案を承認することが出席ボードメンバー全員の賛成をもって決議され、その内容が最終決定された。

④ 発効日

上述のとおり、倫理規程の構成の見直し、倫理規程におけるセーフガードの見直し、倫理規程のパートCの見直し、職業的懐疑心(短期プロジェクト)の各プロジェクトの最終案が承認され、その内容が最終決定されたことにより、新構成のもとでの倫理規程の内容がすべて確定したこととなる。新構成のもとでの倫理規程は、PIOBの承認を受けた後、2018年4月上旬に公表される予定であるが、その内容はすでにIESBAのウェブサイト上で公表されている。

この新構成のもとでの倫理規程の発効日は、当初予定されていたとおりとすることが決定された。すなわち、長期的関与に関するセクション540(現行規程のセクション290)およびセクション940(現行規程のセクション291)を除き、

- パート1、パート2、パート3については、2019年6月15日を発効日とする。
- パート4 A(監査・レビュー業務に関する独立性)については、2019年6月15日以後に始まる期間にかかる財務諸表監査から有効とする。
- パート4 B(その他の保証業務に関する独立性)については、期間を伴う主題に関する場合には、2019年6月15日以後に始まる期間から有効とし、それ以外の場合には、2019年6月15

日を発効日とする。

長期的関与に関するセクション940(現行規程のセクション291)については、発効日を次のように修正することとした。

- 保証業務が期間を伴っている場合、2018年12月15日以後に始まる期間から有効とし、それ以外の場合には、2018年12月15日を発効日とする。

セクション540(現行規程のセクション290)の発効日は変更されていない。すなわち、2018年12月15日以後に始まる期間にかかる財務諸表監査から有効となる。

長期的関与に関しては、日本公認会計士協会から2018年1月26日付けで「独立性に関する指針」および「職業倫理に関する解釈指針」の改正に関するEDが公表され注目を集めているところであるが、セクション940の発効日については、上記のとおり、今回の会議で変更されているので注意が必要である。

なお、前回会議で、新構成のもとでの倫理規程の発効日を遅らせることが提案されていたが、翻訳等のために導入に時間がかかるといった各国の事情は理解できるとしても、そのことが発効日を遅らせる理由にはならない、また、各国の事情により導入が遅れるとしてもそれは止むを得ないとの判断から、当初予定していたおりの発効日とすることとなった。

5 新構成のもとでの倫理規程の広報および各国における導入

新構成のもとでの倫理規程が最終決定されたことを受け、今後の広報活動および各国における導入を促すための活動について議論が行われた。また、こうした活動を、戦略的に、どのように、いつ行うかを検討するため、ワーキンググループを立ち上げることを決定した。

次回の会議において、ワーキンググループの第一段階の検討内容が示され

る予定である。

6 職業的懐疑心(長期プロジェクト)

今回の会議では、職業的懐疑心の長期プロジェクトの今後の方向性を検討することを目的として、その当初の問題意識にまで遡った議論の整理が行われた。タスクフォースからは、職業的懐疑心を監査・保証業務に従事する職業会計士だけでなく、すべての職業会計士に適用することを求めている諸規制機関をはじめとするステークホルダーの見解を分析した上で、それに基づいていくつかの論点が提示された。特に、ステークホルダーが全体として、すべての職業会計士に求めている行動とは具体的にどのようなものなのか、こうした行動と倫理規程における基本原則とはどのような関係にあるのかといった点について、ステークホルダーの見解を得ることが重要であることから、コンサルテーション・ペーパーを作成することが提案され、同意が得られた。次回の会議では、このコンサルテーション・ペーパーの案がタスクフォースから示される予定である。

7 戦略プラン2019-2023 (Strategy and Work Plan 2019-2023)

IESBAの議長、副議長を中心として構成されたプランニング・コミッティーから提示された2019年からの5年間の戦略プランに関するコンサルテーション・ペーパー案について検討を行った。先に実施されたアンケート調査の結果に対するプランニング・コミッティーの分析とそれに基づいて作成されたコンサルテーション・ペーパー案に、概ね支持が得られた。

さらに、非保証業務に関する独立性、新構成のもとでの倫理規程のパート4Bと国際監査・保証基準審議会の国際保

証業務基準 (ISAE) 3000との整合性、電子版倫理規程の開発といった、これまでのプロジェクトから派生した事項やPIOBによってこれまでに指摘されてきた問題もアジェンダに加えることとなった。

次回の会議においては、プランニング・コミッティーから提示されるコンサルテーション・ペーパーの修正案について検討するとともに、公表に向けてそれを承認する予定である。

なお、今回の会議で、新構成のもとでの倫理規程の内容が確定し、これまでの主要なプロジェクトが一段落したこともあり、IESBAの今後の活動に関連して、新たなプロジェクト(タスクフォースあるいはワーキンググループ)の立ち上げと各プロジェクトへのメンバーの配置が決定された。すでに立ち上がっているプロジェクトを含め、2018年(以降)に取り組むこととなったプロジェクトを列挙すると、以下のとおりである。なお、筆者は、「職業的懐疑心(長期プロジェクト)」と「新技術およびイノベーション」の2つのタスクフォース・ワーキンググループのメンバーとなった。

- パートC(勧誘)
- 報酬(が倫理に与える影響)
- 職業的懐疑心(長期プロジェクト)
- Emerging Issues and Outreach Committee
- 非保証業務
- パート4BとISAE3000との調整
- 新技術およびイノベーション
- 電子版倫理規程
- 新構成のもとでの倫理規程の各国での導入の促進と広報

8 次回の会議予定

次回の会議は、2018年3月12日から14日まで、ニューヨークで開催される予定である。